

法人市民税更正の請求書

		法人番号		管理番号	
年 月 日 栃木市長あて	本店等の所在地	〒 電話 ()			
	フリガナ				
	法人名				
	フリガナ				
	代表者氏名印	(印)			
第20条の9の3第1項 地方税法 第20条の9の3第2項 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。 第321条の8の2					
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度	年 月 日 から 年 月 日まで				
摘 要	更正の請求前		更正の請求後		
課税標準等	円		円		
税 額 等	円		円		
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合	法定納期限		年 月 日		
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日		年 月 日		
	第2号の更正・決定等のあった日		年 月 日		
	第3号の政令で定める理由の生じた日		年 月 日		
法第321条の8の2の 更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日		年 月 日		
更正の請求をする理由及び 請求をするに至った事情の 詳細その他参考となるべき 事項					
連結親法人の 本店所在地及び名称	〒 電話 ()				
還付を受けようとする 金融機関等	銀行 店 口座番号 (普通 ・ 当座)				
備考 (書類送付先)			関与税理士	電話 ()	

※「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準又は税額等が過大であること等の事実を証する資料（法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書の写し）を添付すること。なお、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。

※「法人番号」には番号法による法人番号を記載。「管理番号」には栃木市が指定した管理番号を記載。